



2021年3月12日

各 位

会社名 株式会社高知銀行
代表者名 取締役頭取 森下 勝彦
(コード番号: 8416 東証第一部)
問合せ先 経営統括部長 寺川 智文
(電話番号 088-822-9311)

債権の取立不能または取立遅延のおそれに関するお知らせ

当行の取引先である有限会社浜すしが、2021年3月11日付で破産手続開始の申立を行ったことに伴い、下記のとおり同社に対する債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じたのでお知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- (1) 名 称 有限会社浜すし
- (2) 所 在 地 高知県南国市大桶甲 1504 番地 8
- (3) 資 本 金 30 百万円
- (4) 事 業 の 内 容 飲食業

2. 当該取引先に生じた事実及びその事実が生じた年月日

2021年3月11日 破産手続開始の申立 (高知地方裁判所)

3. 当該取引先に対する債権の種類及び金額 (2021年3月11日現在)

貸出金 458 百万円 [2020年3月期連結純資産に対する割合 0.6%]

上記債権のうち、担保で保全されていない部分 (244 百万円) については、2021年3月期において必要な引当処理を行います。

4. 今後の見通し

2021年3月期の業績予想につきましては現在精査中であり、2020年8月6日に公表いたしました業績予想から修正の必要が生じた場合は、速やかに公表いたします。

以 上